

昭和55年国勢調査の概要

調査の沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、昭和22年臨時国勢調査を除いて大正9年以来ほぼ5年ごとに行われており、昭和55年国勢調査は、第13回目の調査に当たっている。

国勢調査は、大正9年をはじめとする10年ごとの大規模調査と、中間年の簡易調査とに大別される。大規模調査と簡易調査の主な差異は、戦前の調査でいうと、簡易調査として行われた大正14年、昭和10年の両調査は、調査事項が氏名、男女の別、出生の年月日、配偶関係等のいわゆる人口の基本的属性に限られていたのに対し、大正9年、昭和5年、昭和15年の大規模調査では、これら人口の基本的属性のほか、職業、産業等の経済的属性も調査事項に含まれていたことである。

戦後は、国勢調査結果の利用度が高まることにより、全般的に国勢調査の規模が拡大され、昭和30年、昭和40年、昭和50年の調査は、簡易調査として行われたものであるが、人口の経済的属性や住宅に関する事項も調査し、その規模は戦前の大規模調査に匹敵している。今回の昭和55年国勢調査は、大規模調査に当たっており、昭和45年の大規模調査と比較すると、出産力に関する調査事項が削除され、新たに住宅の建て方の調査事項が加えられた。

調査の時期

昭和55年国勢調査は、昭和55年10月1日午前零時（以下、調査時という。）現在によって行われた。

調査の法的根拠

昭和55年国勢調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項本文の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

（調査区の設定に関する政令及び総理府令）

昭和55年国勢調査調査区の設定に関する政令（昭和54年政令第120号）

昭和55年国勢調査調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和54年総理府令第26号）

（調査の実施に関する政令及び総理府令）

国勢調査令（昭和55年政令第98号）

国勢調査施行規則（昭和55年総理府令第21号）

調査の地域

昭和55年国勢調査は、我が国の地域のうち、次の諸島を除く地域において行われた。

1. 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
2. 島根県隠岐郡五箇村にある竹島

調査の対象

昭和55年国勢調査で調査した人口は、「常住人口」である。常住人口とは、調査時に調査の地域に常住している者をいう。ここで、「常住している者」とは、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは3か月以上にわたって住むことになっている者をいう。

なお、3か月以上にわたって住んでいるところ又は住むことになっているところもない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とした。ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

1. 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第82条の2に規定する専修学校又は同法83条第1項に規定する各種学校に在学している者については、通学のために宿泊している場所で調査した。
2. 病院又は療養所に入院（又は入所）している者は、入院してから既に3か月以上になる者だけを入院先で調査し、それ以外の者は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。
3. 船舶（自衛隊が使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で、陸上に住所を有する者は、その住所で調査し、陸上に住所の無い者は、船舶に住居があるものとして、その船舶で調査した。なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、調査時後5日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
4. 自衛隊の営舎内居住者は、その営舎で調査し、自衛隊が使用する船舶内の居住者は、その船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所で調査した。
5. 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、拘置所、

少年院又は婦人補導院で調査した。

上の定義によって本邦内に常住している者は、外国人を含めて、すべて調査の対象となつたが、特に次の者は調査から除外した。

1. 外国の外交團・領事団（随員及び家族を含む。）

2. 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査の事項

昭和55年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

（世帯員について調査した事項）

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍
- (7) 現住居に入居した時期
- (8) 前住地
- (9) 在学、卒業等教育の状況
- (10) 就業状態
- (11) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (12) 仕事の種類
- (13) 従業上の地位
- (14) 従業地又は通学地
- (15) 従業地又は通学地までの利用交通手段

（世帯について調査した事項）

- (16) 世帯の種類
- (17) 世帯員の数
- (18) 家計の収入の種類
- (19) 住居の種類
- (20) 居住室の数
- (21) 居住室の広さ
- (22) 住宅の建て方

調査の方法

調査は、総理府統計局を主管部局とし、内閣総理大臣一都道府県知事一市町村長一国勢調査指導員一国勢調査員の事務系統を通じて行った。

調査の実施に先立ち、市町村の区域を区分して昭和55年国勢調査調査区が設定され、調査区の境界を示す地図が作成された。調査区は、原則として1調査区が平均50世帯となるように設定され、その数は約74万である。

昭和55年国勢調査のため、内閣総理大臣により任命された約70万人の国勢調査員が従事し、また国勢調査員の

指導、調査書類の審査などのために、同じく内閣総理大臣により約6万人の国勢調査指導員が任命された。国勢調査員は原則として一人1調査区を受け持ち、9月24日から30日までの間に、受持調査区を巡回し、世帯名簿及び調査区要図を作成し、併せて調査対象のは握と各世帯への調査票の配布と調査票の記入指導等の事務を行い、10月1日から5日までの間に調査世帯を再度訪問して、調査票の取集とその内容検査等の事務を行つた。

調査に用いられた国勢調査調査票は、直接、光学式読み取り装置で読み取りができるもので、1枚に4名分記入できる連記票である。調査票の記入は、国勢調査員が調査票を取集する際に、「(16)世帯の種類」及び「(22)住宅の建て方」について記入し、他の事項については、世帯で記入した。

なお、調査世帯が長期に不在している場合は、調査員がその近隣の者に、不在者について「(1)氏名」「(2)男女の別」「(17)世帯員の数」の3項目について質問することにより調査した。

集計及び結果の公表

集計の方法

集計は、すべて総理府統計局において行う。集計の区分は大別して、要計表による人口、抽出速報集計、第1次基本集計、第2次基本集計、調査区別集計、従業地・通学地集計、人口移動集計及び抽出詳細集計から成る。このうち、要計表による人口は、人手によって集計し、その他はすべて調査票を光学式読み取り装置によって読み取り、電子計算機を用いて集計される。

なお、全国都道府県市区町村別人口及び世帯数（確定数）、第1次基本集計、第2次基本集計、調査区別集計、従業地・通学地集計（その1、その2）、人口移動集計（その1、その2）は全調査票に基づく全数集計を行うが、その他の集計は一部の調査票を抽出して集計する。

結果の公表

1. 要計表による人口

要計表による人口は、都道府県及び市区町村で作成した要計表に基づいて算出した全国、都道府県、市区町村別の人口及び世帯数であり、昭和55年国勢調査による最初の結果数値を提供するものである。この集計結果は、昭和55年12月19日付官報で公示（総理府告示第38号）するとともに、同月「昭和55年国勢調査（速報シリーズ1）全国都道府県市区町村別人口（要計表による人口）」として刊行した。

2. 確定数

確定数は、全国、都道府県、市区町村別の人口及び世帯数の最終確定結果を提供するものである。この集計結果は昭和56年7月から昭和57年3月にかけて、都道府県別に6回に分けて官報で公示するとともに、全国の結果をまとめて、昭和57年6月までに「昭和55年国勢調査報告 第3卷 基本集計結果(2) その1 全国編」として刊行する予定であり、また、調査区別集計結果（第2次基本集計に係る分）は昭和58年4月までに電子計算機の出力用紙を閲覧に供する方法によって公表する予定である。

3. 抽出速報集計

抽出速報集計は、主として昭和55年国勢調査の全国及び都道府県別結果の早期利用を図るため、一定の方法により全世帯の中から100分の1（1%）の世帯を抽出し、この世帯の調査票により基本集計、従業地・通学地集計、人口移動集計及び抽出詳細集計の一部を集計したものである。速報集計の結果は、昭和56年3月に「昭和55年国勢調査（速報シリーズ2）抽出速報集計結果（1%抽出集計結果）その1 全国編」として刊行する予定である。

4. 第1次基本集計

第1次基本集計は、昭和55年国勢調査において調査した人口、世帯及び住居に関する基本的な結果を市区町村段階まで提供するものである。第1次基本集計の結果のうち都道府県・市区町村別の結果は、昭和56年7月から昭和57年3月にかけて集計の終わった都道府県から順次、電子計算機の出力用紙を閲覧に供する方法によって公表するとともに「昭和55年国勢調査報告 第2卷 基本集計結果(1) その2 都道府県・市区町村編」として刊行した。また、昭和55年国勢調査の結果のうち全国、都道府県、市区町村及び人口集中地区の人口、面積に関する統計表を従前の結果と併せて収録した「昭和55年国勢調査報告 第1卷 人口総数」を昭和57年6月に刊行する予定である。なお、調査区別集計結果（第1次基本集計に係る分）については、集計の終わった都道府県から順次、電子計算機の出力用紙を閲覧に供する方法によって公表した。

5. 第2次基本集計

第2次基本集計は、昭和55年国勢調査において調査された人口の職業別構成及び高齢者世帯、母子世帯等の特定世帯の状況に関する基本的な結果を市区町村段階まで提供するものである。第2次基本集計の結果のうち都道

府県・市区町村別の結果は、昭和57年8月から昭和58年2月にかけて集計の終わった都道府県から順次「昭和55年国勢調査報告 第3卷 基本集計結果(2) その2 都道府県・市区町村編」として刊行し、全都道府県の集計の終了後、全国の結果をまとめて、昭和58年3月までに「昭和55年国勢調査報告 第3卷 基本集計結果(2) その1 全国編」として刊行する予定であり、また、調査区別集計結果（第2次基本集計に係る分）は昭和58年4月までに電子計算機の出力用紙を閲覧に供する方法によって公表する予定である。

6. 抽出詳細集計

抽出詳細集計は、基本集計結果を補充するために、より詳細な全国及び都道府県別の集計を行うもので、一定の方法により全世帯の中から平均で5分の1（20%）の世帯を抽出し、この世帯の調査票を集計するものである。抽出詳細集計の結果のうち都道府県別の結果は、昭和58年7月から昭和59年2月にかけて集計の終わった都道府県から順次「昭和55年国勢調査報告 第4卷 抽出詳細集計結果 その2 都道府県編」として刊行し、全都道府県の集計の終了後、全国の結果をまとめて、昭和59年3月までに「昭和55年国勢調査報告 第4卷 抽出詳細集計結果 その1 全国編」として刊行する予定である。

7. 従業地・通学地集計

従業地・通学地集計は、通勤・通学人口の日々の移動するわち、人がその住居から働く場所あるいは学ぶ場所へ往復移動する実態及び通勤・通学に利用する交通手段の実態を明らかにするためのもので、これによって「昼間人口」が算出される。従業地・通学地の全数集計結果は、昭和57年6月に「昭和55年国勢調査報告 第5卷 従業地・通学地集計結果 その1 従業地・通学地による人口一男女・年齢・産業（大分類）」、昭和58年5月に「昭和55年国勢調査報告 第5卷 従業地・通学地集計結果 その2 従業地・通学地による人口一職業（大分類）」及び「昭和55年国勢調査報告 第5卷 従業地・通学地集計結果 その4 利用交通手段」として、また、20%抽出集計結果は、昭和59年4月に「昭和55年国勢調査報告 第5卷 従業地・通学地集計結果 その3 従業地・通学地による人口一産業・職業（中分類）」として刊行する予定である。

8. 人口移動集計

人口移動集計は、人口の移動、すなわち常住地の移動の実態を明らかにするためのものである。人口移動の全数集計結果は、昭和57年7月に「昭和55年国勢調査報告

第6巻 人口移動集計結果 その1 転出入人口の基本属性及び昭和58年6月に「昭和55年国勢調査報告 第6巻 人口移動集計結果 その2 転出入人口の職業構成」として、また、20%抽出集計結果は、昭和59年5月に「昭和55年国勢調査報告 第6巻 人口移動集計結果 その3 転出入人口と世帯」として刊行する予定である。

9. その他の刊行予定

上記の昭和55年国勢調査報告及び速報シリーズのほか、「昭和55年国勢調査報告 第7巻 特別集計結果」、「別巻 我が国の人団集中地区」及び「最終報告書 日本の

人口」を刊行する予定であるとともに、調査区関係資料利用の手引(既刊)、通勤・通学人口及び昼間人口、大都市圏の人口、市町村・人口集中地区の人口階級別集計結果などの「資料シリーズ」、我が国の人口(既刊)、都道府県の人口(47分冊)などの「解説シリーズ」、人口の基本属性、世帯の構成、就業状態など主要なテーマについて論文形式で解説を行う「モノグラフシリーズ」、市区町村別人口分布、人口密度、産業構成、年齢構成などを地図上で示す「日本人口地図シリーズ」等を刊行する予定である。

用語の解説

人口

本報告書における人口は、「常住人口」である。常住人口の定義については、「調査の対象」(Iページ)を参照されたい。

面積

本報告書に掲載した面積は、建設省国土地理院の「昭和55年全国都道府県市町村別面積調」によっている。

ただし、同書では、若干の市町村について、一部境界未定等のため、その面積が測定されていない場合があるが、これらについては総理府統計局で推定し、その旨注記した。国土地理院の面積調査の方法及び総理府統計局で行った面積推定方法については、「昭和55年国勢調査報告 第1巻 人口総数」に掲載することとしているので、それを参照されたい。

なお、人口集中地区の面積は、総理府統計局で測定したものである。

年齢

年齢は、昭和55年9月30日現在による満年齢である。なお、昭和55年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

配偶関係

配偶関係は、届出のいかんにかかわらず、実際の状態により、次のように区分した。したがって、例えば、「有配偶」には内縁関係にある人も含まれる。

未婚—まだ結婚したことのない人

有配偶—現在、妻又は夫のある人

死別—妻又は夫と死別して独身の人

離別—妻又は夫と離別して独身の人

国籍

国籍については、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「アメリカ」、「その他」の五つに区分した。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

1. 日本と外国の国籍を持つ人—日本

2. 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人—調査票の固名欄に記入された国

入居時期・前居住地

入居時期とは、現住居に入居した時期のことをいい、次のように六つに区分した。

「出生時から」、「昭和39年以前」、「昭和40年～44年」、「昭和45年～50年9月」、「昭和50年10月～54年9月」、「昭和54年10月以降」

前居住地とは、現住居に入居する直前の常居住地をいい、「入居時期」が、昭和50年10月以降の人についてのみ調査し、次のように六つに区分した。

自市区町村内一調査時における常居住地と同じ市町村
(11大都市の場合は同じ区)の場合

自市内他区一同じ市(11大都市)の他の区の場合

県内他市町村一同じ都道府県内の他の市町村の場合

他県—他の都道府県の場合

隣接県—他県のうち、常住する都道府県と互いに境域を接する都道府県の場合。ただし、互いに境域を接していない都道府県でも、国鉄航路、海底トンネル又は橋でつながっている都道府県の場合及び鹿児島県と沖縄県の場合は、互いに隣接県とした。(XIページの前居住地区分における隣接県の範囲参照。)

その他の県—他県のうち隣接県以外の場合

国外—日本以外の場合

「入居時期・前居住地」は、人の常居住地の移動を明らかにすることを目的としている。したがって、例えば、現在の住居(場所)に住み始めてから、途中3か月以上にわたる長期の不在期間がある場合には、不在後、帰ってきた時期を入居時期とした。また、病院で生まれて現在の住居に引き続き住んでいる場合は、「出生時から」とした。住居不定者のように定まった居住場所がない場合には、「入居時期」は「昭和54年10月以降」、「前居住地」は「自市区町村内」とした。

教育

1. 在学か否かの別

現在、学校に在学しているか否かによって、「在学者」、「卒業者」及び「未就学者」に区分した。

在学者—現在、在学中の人

卒業者—学校を卒業して、現在、在学していない人

未就学者—在学したことのない人あるいは小学校を中途退学した人

ここでいう学校とは、小学校、中学校、高等学校、短期大学、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校及び養護学校など学校教育法第1条にいう学校(幼稚園を除く)及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧を問わない。予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などはここでいう学校には含まれない。

2. 最終卒業学校の種類

卒業者は、最終卒業学校の種類により区分し、中途退学をした人は、その前の卒業学校を最終卒業学校とした。各区分に相当する主な学校は、次のとおりである。

最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類	主な学校の種類
小学校・中学校・高等学校	小学校 中学校 盲学校・ろう学校・養護学校の小学部・中学部 国民学校の初等科・高等科 尋常小学校 高等小学校 通信講習所普通科
旧青年学校	青年学校本科 陸海軍工員養成所 実業補習学校
高校・旧中 ¹⁾	高等学校 準看護婦養成所 盲学校・ろう学校・養護学校の高等部 旧制の中学校 高等女学校 実業学校 師範学校(予科・一部・二部) 鉄道教習所(中等部・普通部) 通信講習所高等科 陸軍幼年学校 海軍甲種予科練
短大・高専 ²⁾	短期大学 高等専門学校 都道府県立農業講習所 看護婦養成所 旧制の高等学校 大学予科 専門学校 高等師範学校 青年学校教員養成所 図書館職員養成所 高等通信講習所本科 陸軍士官学校 海軍兵学校
大学・大学院 ³⁾	大学 大学院

1) あんまッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設(新卒を入学資格とする修業年限4年のもの)、大学入学資格検定規程による試験の合格者、実業学校卒業程度検定試験合格者及び高等学校高等科入学資格検定試験合格者等を含む。

2) あんまッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律による指定の学校又は養成施設(新卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの)、専門学校卒業程度検定試験合格者及び高等学校高等科科学力検定試験合格者等を含む。

3) 水産大学校及び気象大学校大学部(新卒を入学資格とする修業年限4年のもの)、高等試験合格者等を含む。

3. 在学学校の種類

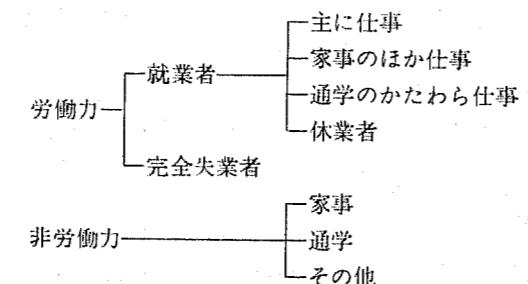
在学者を，在学学校の種類により「小学校・中学校」、「高校」、「短大・高専」、「大学・大学院」の四つに区分した。

4. 未就学の種類

未就学者を、「幼稚園」、「保育所」、「その他」の三つに区分した。

労働力状態

昭和55年国勢調査調査票では、昭和55年9月24日から30日までの1週間(以下、「調査週間」という。)の事実に基づいて、「仕事をしたかどうかの別」を「主に仕事」、「家事などのほか仕事」、「通学のかたわら仕事」、「仕事を休んでいた」、「仕事を探していた」、「家事」、「通学」、「その他(幼児、老齢など)」のように八つに区分して調査した。本報告書では、これを次のように区分した結果を掲載した。



各区分を解説すると、次のとおりである。

労働力—後述の就業者と完全失業者を合わせて労働力とした。

就業者—調査週間に、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む。)になる仕事を少しでもした人のほか、収入になる仕事を持っているが、調査週間に、少しも仕事をしなかった人で、次のいずれかに当たる人をいう。
 (1) 勤め先のある人で、休み始めてから30日以上にならない場合、又は30日以上になる場合でも、賃金・給料をもらったか、もらうことになっている人
 (2) 個人経営の事業を営んでいる人で休業してから30日以上にならない人

したがって、会社・工場・商店・官公署などの雇用者がその仕事をした場合はもちろん、農家、漁家、商店、工場などの業主が、自分の経営する仕事に従事した場合及び医師、弁護士、宗教家、音楽家などがその仕事に従事した場合もすべて就業者に含まれる。また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給

であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事一主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事一主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事一主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合

休業者一勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日にならない場合、又は、勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらうことになっている場合

完全失業者一調査週間に、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人をいう。

非労働力一調査週間に、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人をいう。

家事一自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

注) 「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

その他一上のどの区分にも当てはまらない場合(乳幼児、老齢者など)

注) 「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

従業上の地位

昭和55年国勢調査では、「就業者」について従業上の地位を、調査週間にその人が働いていた事業所における地位によって、次のように五つに区分した。

雇用者一会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事お手伝い・日雇い・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公署に雇用されている人で、次に述べる「役員」でない人をいう。

役員一会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公社や公團の総裁・理事・監事などの役員をいう。

雇人のある業主一個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などの自由業者で、雇人がいる人をいう。

雇人のない業主一個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦・行商従事者などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人及び家庭内で販売(家庭内販)をして

いる人をいう。

家族従業者一農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事を手伝っている家族をいう。

産業

産業は、「就業者」について、調査週間に、その人が実際に働いていた事業所の主な事業の種類(調査週間に「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん働いている事業所の事業の種類)によって、分類した。

働いていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に働いていた事業所の事業の種類によった。

産業分類は、日本標準産業分類(昭和26年政令第127号第2条の規定に基づき、昭和26年4月統計委員会告示第6号の一部を改定した昭和51年5月行政管理庁告示第32号)を基に、これを国勢調査に適合するよう集約又は細分して編成したものである。

昭和55年の産業分類は14項目の大分類、70項目の中分類、199項目の小分類(昭和50年では、大分類は14項目、中分類は46項目、小分類は175項目)から成っている。昭和55年国勢調査と昭和50年国勢調査の産業分類の主な相違点については付1(820ページ)を参照されたい。

世帯の種類

世帯は、普通世帯と準世帯、一般世帯と施設等の世帯に区分した。

普通世帯一住居と生計を共にしている人の集まり及び一戸を構えて住んでいる単身者をいう。ただし、普通世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇入については、人数に関係なくすべて雇主の世帯に含めた。

準世帯一普通世帯を構成する人以外の人又はその集まりをいい、次のものが準世帯に含まれる。
 間借り・下宿などの単身者一普通世帯と住居を共にし、別に生計を維持している単身者、又は下宿屋などに下宿している単身者の一人一人を一つの準世帯とした。

会社などの独身寮の単身者一会社・団体・商店・官公署などの寄宿舎・独身寮などで、起居を共にしている単身者の一人一人を一つの準世帯とした。
 寄宿舎の学生・生徒一学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒を、その寮・寄宿舎の棟ごとにまとめて一つの準世帯とした。
 病院・療養所の入院者一病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者を、原則として施設ごとにまとめて一つの準世帯とした。

社会施設の入所者一老人ホーム、介護施設などの入所者を、その施設の棟ごとにまとめて一つの準世帯とした。

自衛隊営舎内居住者—その営舎内又は艦船内の居住者を、調査単位ごとに一つの準世帯とした。

矯正施設の入所者—刑務所及び拘置所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者を、調査単位ごとに一つの準世帯とした。

その他一住居不定者や陸上に住所をもたない船舶乗組員など、上記のいずれにも当てはまらない準世帯をいう。

一般世帯—普通世帯に、準世帯のうちの間借り・下宿などの単身者及び会社などの独身寮の単身者を加えた世帯をいう。

施設等の世帯—一般世帯以外の世帯をいう。

普通世帯と準世帯、一般世帯と施設等の世帯の関連は次のとおりである。

	普通世帯	準世帯
一般世帯	・住居と生計を共にしている人の集まり ・一戸を構えて住んでいる単身者	・間借り・下宿などの単身者 ・会社などの独身寮の単身者
施設等の世帯		・寮・寄宿舎の学生・生徒 ・病院・療養所の入院者 ・社会施設の入所者 ・自衛隊営舎内居住者 ・矯正施設の入所者 ・その他

なお、昭和55年国勢調査調査票の世帯の種類の区分においては、普通世帯、準世帯、一般世帯及び施設等の世帯の語は用いず、集計の際に、上の定義に適合するよう普通世帯と準世帯及び一般世帯と施設等の世帯に区分した。

世帯人員及び親族人員

世帯を構成する世帯員の数が世帯人員である。

世帯員とは世帯を構成する各人をいい、そのうち世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数が親族人員である。

ここで世帯主と親族関係にある世帯員とは、世帯主の配偶者並びに世帯主及びその配偶者からみて、子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、曾祖父母、曾孫、おい、めい、その他これらに準ずる者をいう。

家計の収入の種類

世帯の生計を維持するための世帯全体の収入の種類に

基づき、次のように区分した。

1. 賃金・給料が主な世帯一主な収入が、会社・団体・官公庁・個人商店などに雇われている人の、その勤め先から得ている賃金・給料・賞与・役員手当などである世帯
 - (1) 賃金・給料のみの世帯—収入が、賃金・給料のみの世帯
 - (2) その他一主な収入が、賃金・給料で、従として他の収入がある世帯
2. 農業収入が主な世帯—主な収入が、個人経営の農業（農作物の栽培、家畜の飼育、耕作請負など）から得られる収入である世帯
 - (3) 農業収入のみの世帯—収入が、農業収入のみの世帯
 - (4) その他一主な収入が、農業収入で、従として他の収入がある世帯
3. 農業収入以外の事業収入が主な世帯—主な収入が、個人商店などのように農業以外の個人経営の事業から得られる収入や、自営の医師・弁護士、文筆家などの収入である世帯
 - (5) 農業収入以外の事業収入のみの世帯—収入が、農業収入以外の事業収入のみの世帯
 - (6) その他一主な収入が、農業収入以外の事業収入で、従として他の収入がある世帯
4. 内職収入が主な世帯—主な収入が、内職（家庭内で行う賃仕事）から得ている収入である世帯
5. 家賃・地代が主な世帯—主な収入が、家賃・間代・地代・権利金・小作料など、所有している家屋や土地の賃貸料などの収入である世帯
6. 利子・配当が主な世帯—主な収入が、預貯金・貸金の利子、公社債の利子、株式配当金、著作権・特許権の使用料などの収入である世帯
7. 恩給・年金が主な世帯—主な収入が、恩給・退職年金・老齢年金・母子年金・傷害年金・遺族年金などの収入である世帯
8. 雇用保険が主な世帯—主な収入が、公共職業安定所から受ける雇用保険金である世帯
9. 生活保護が主な世帯—主な収入が、生活保護法により受ける生活扶助料である世帯
10. 仕送りが主な世帯—主な収入が、別に住んでる親族や知人からほぼ定期的に送られてくる生計費である世帯
11. その他の収入が主な世帯—主な収入が、上記以外で、例えば、土地売却代金・退職金などの収入や、預貯金の引き出しなどである世帯

世帯の家族類型

普通世帯を、その世帯員の世帯主との続柄により、次のように区分した。

A 親族世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯で、その世帯に従属する非親族（営業使用人、家事使用人など）が同居していてもここに含まれる。したがって、例えば「夫婦のみの世帯」には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と家事使用人から成る世帯も含まれる。

B 非親族世帯—二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と同居人、家事使用人又は営業使用人などの非親族の関係にある者のみによって構成されている世帯

C 単独世帯—単身者だけの世帯

更に、親族世帯を下のように区分するに当たっては、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係に基づいている。

普通世帯

A 親族世帯

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
- (6) 夫婦と片親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供と片親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

B 非親族世帯

C 単独世帯

世帯の経済構成

普通世帯を、世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、從業上の地位及び産業に基づき、次のように区分した。

I 農林漁業就業者世帯—世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯

- (1) 農林漁業・業主世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の業主
- (2) 農林漁業・雇用者世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

II 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯—世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯

- (3) 農林漁業・業主混合世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の業主
- (4) 農林漁業・雇用者混合世帯—世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
- (5) 非農林漁業・業主混合世帯—世帯の主な就業者が非農林漁業の業主
- (6) 非農林漁業・雇用者混合世帯—世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者

III 非農林漁業就業者世帯—世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯

- (7) 非農林漁業・業主世帯—世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいない世帯
- (8) 非農林漁業・雇用者世帯—世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいない世帯
- (9) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が業主）—世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいる世帯
- (10) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が雇用者）—世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいる世帯

IV 非就業者世帯—世帯に就業者のいない世帯

V 分類不能の世帯

以上の分類を行うに当たって、世帯の主な就業者とは、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は、調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者を世帯の主な就業者とした。

住居の種類

住居は、普通世帯及び間借り・下宿などの単身者について次の二つに区分した。

住宅—一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう建てられ、又は改造された永続性のある建物(完全に区画された建物の一部を含む。)をいう。一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋など

のように各居住部分が相互に完全に区画され、独立した家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。その他一寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるために建てられ、又は改造された建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物をいう。仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅の所有の関係は、住宅に住む普通世帯についてのみ次の六つに区分した。なお、このうち「間借り」以外の普通世帯を主世帯としている。

持ち家—その世帯が所有している住宅をいう。この場合必ずしも登記の有無を問わず、また分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家—その世帯が借りている住宅が都道府県営住宅、市町村営住宅で、かつ給与住宅でない場合をいう。

公団・公社の借家—その世帯が借りている住宅が日本住宅公団の賃貸住宅及び都道府県・市町村の地方住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートで、かつ給与住宅でない場合をいう。また、これには雇用促進事業団の「移転就職者用宿舎」も含まれる。

民営借家—その世帯が借りている住宅が、「公営の借家」、「公団・公社の借家」及び「給与住宅」でないものをいう。

給与住宅—会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、その従業員の職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅をいう。会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合も含まれる。この場合、家賃の支払いの有無は問わない。

間借り—他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、公団・公社の借家、民営借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合をいう。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅について、その建て方を次の四つに区分した。また、このうち共同住宅については、その建物の階数も合わせて調査し、集計している。

一戸建—1建物が1住宅であるものをいう。店舗併用住宅も1建物が1住宅であれば、ここに含めている。

長屋建—二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、

各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているものをいう。いわゆるテラス・ハウスといわれるものも含まれる。

共同住宅—一棟の中に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたものをいう。いわゆる「げたばきアパート」も含まれる。

その他一上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舎・独身寮・ホテル・病院などの住宅以外の建物の場合をいう。

居室数及び畳数

居室とは、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室をいう。したがって、玄関、台所(炊事場)、便所、浴室、廊下、農家の土間などや、店、事務室、旅館の客室など営業用の室は含めない。なお、ダイニング・キッチン（台所兼食事室）は、流しや調理台などを除いた広さが3畳以上の場合には、居室の数に含めた。

畳数は、上に述べた各居室の畳数（広さ）の合計をいう。洋間など畳を敷いていない居室も、3.3平方メートル当たり2畳の割合で畳数に換算した。

人口集中地区

人口集中地区は、市部・郡部別地域表章が町村合併、新市の創設による市域の拡大などにより、必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなつた事情にかんがみ、昭和35年国勢調査で初めて設定された。

昭和55年国勢調査の人口集中地区的設定に当たっては、（1）昭和55年国勢調査調査区を基礎単位地域として用い、

（2）市区町村の境域内で人口密度の高い調査区（原則として人口密度が1平方キロメートル当たり約4,000人以上）が隣接して、

（3）昭和55年国勢調査時に人口5,000人以上を有する場合

この地域を「人口集中地区」とした。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない、公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

前住地区分における隣接県の範囲

都道府県	隣接県
北海道	青森
青森県	北海道・岩手・秋田
岩手県	青森・宮城・秋田
宮城県	岩手・秋田・山形・福島
秋田県	青森・岩手・宮城・山形
山形県	宮城・秋田・福島・新潟
福島県	宮城・山形・茨城・栃木・群馬・新潟
茨城県	福島・栃木・埼玉・千葉
栃木県	福島・茨城・群馬・埼玉
群馬県	福島・栃木・埼玉・新潟・長野
埼玉県	茨城・栃木・群馬・千葉・東京・山梨・長野
千葉県	茨城・埼玉・東京
東京都	埼玉・千葉・神奈川・山梨
神奈川県	東京・山梨・静岡
新潟県	山形・福島・群馬・富山・長野
富山县	新潟・石川・長野・岐阜
石川県	富山・福井・岐阜
福井県	石川・岐阜・滋賀・京都
山梨県	埼玉・東京・神奈川・長野・静岡
長野県	群馬・埼玉・新潟・富山・山梨・岐阜・静岡・愛知
岐阜県	富山・石川・福井・長野・愛知・三重・滋賀
静岡県	神奈川・山梨・長野・愛知
愛知県	長野・岐阜・静岡・三重
三重県	岐阜・愛知・滋賀・京都・奈良・和歌山
滋賀県	福井・岐阜・三重・京都
京都府	福井・三重・滋賀・大阪・兵庫・奈良
大阪府	京都・兵庫・奈良・和歌山
兵庫県	京都・大阪・鳥取・岡山
奈良県	三重・京都・大阪・和歌山
和歌山县	三重・大阪・奈良
鳥取県	兵庫・島根・岡山・広島
島根県	鳥取・広島・山口
岡山县	兵庫・鳥取・広島・香川
広島県	鳥取・島根・岡山・山口・愛媛
山口県	島根・広島・福岡
徳島県	香川・愛媛・高知
香川県	岡山・徳島・愛媛
愛媛県	高島・徳島・香川・高知
高知県	徳島・愛媛
福岡県	山口・佐賀・熊本・大分
佐賀県	福岡・長崎
長崎県	佐賀
熊本県	福岡・大分・宮崎・鹿児島
大分県	福岡・熊本・宮崎
宮崎県	熊本・大分・鹿児島
鹿児島県	熊本・宮崎・沖縄
沖縄県	鹿児島